

IPAS 第3回ナレッジシェアプログラム

# 特許取得手続きの基礎

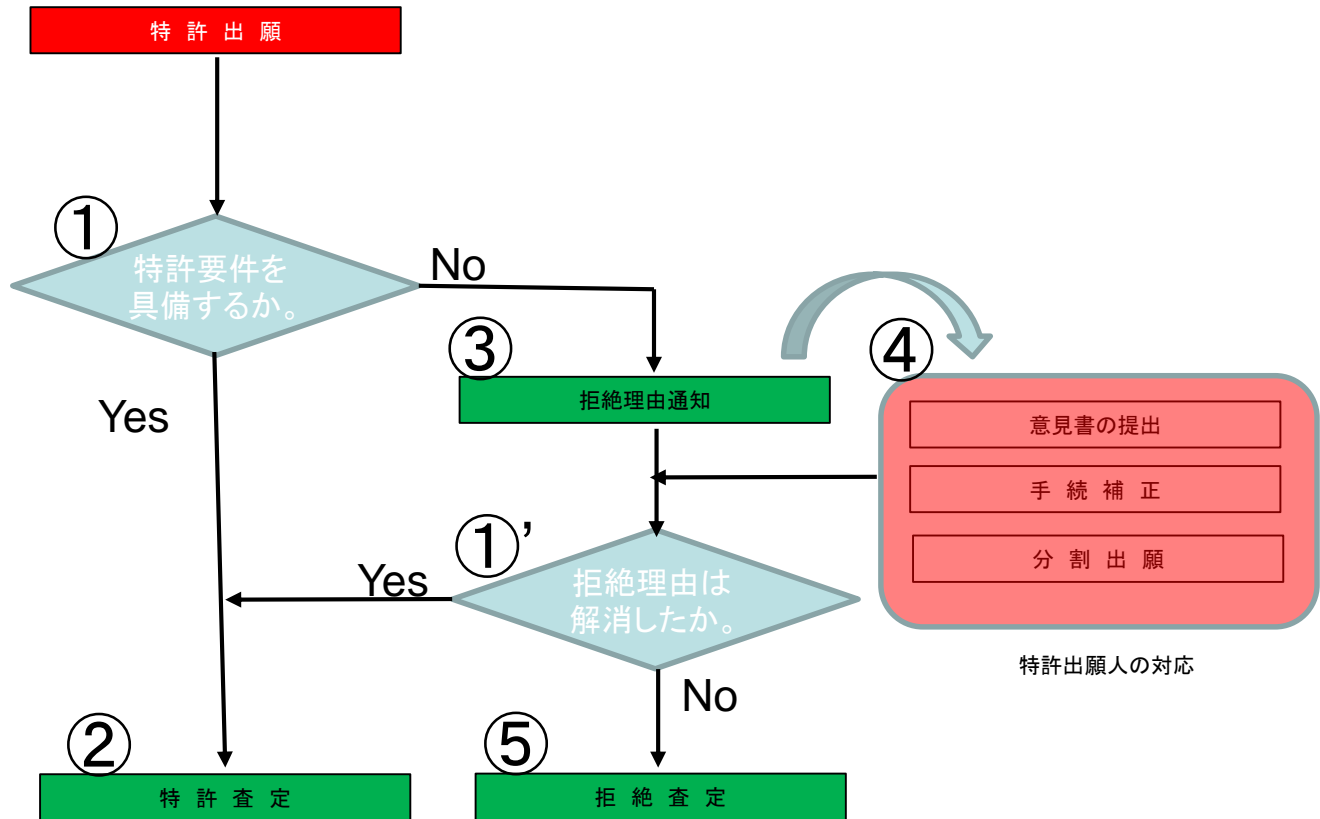
2019年1月10日

内田・鮫島法律事務所

弁護士 石橋茂

# 特許になるまでの道程—基本コンセプト

特許制度：発明を開示する代償として独占権を付与し、もって、発明の奨励、技術の進歩、産業発展を誘発する制度



拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○-○○○○○○  
 起案日 平成○○年 ○月 ○日  
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○  
 特許出願人代理人 ○○ ○○  
 適用条文 第29条第1項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の先行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

・請求項 1  
 ・引用文献等 1  
 ・備考

引用文献等一覧

1. 特開○○-○○○○○○号公報

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 IPC B43K 8/00 ～ 8/24  
 DB名  
 ・先行技術文献 特開○○-○○○○○○号公報  
 (本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落【○○○○】、第○行に記載されている「B」の点については、本文第○頁、第○欄、第○行に記載されている。)

・出願人への要請

引用文献1は、本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献であって、本願の1以上の請求項について、当該引用文献のみで新規性又は進歩性を否定するものです。

このような文献に基づいて、事前に発明を適切に評価することは、出願人による適切な請求項の作成に役立つとともに、迅速かつ的確な審査にも資するものと考えられます。出願・審査請求の際には、このような文献を出願人が知っている先行技術文献として明細書中に開示するとともに、特許を受けようとする発明が、このような文献に基づき特許性を有するものであるか否かについて適切な評価を行っていただくようお願いいたします。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

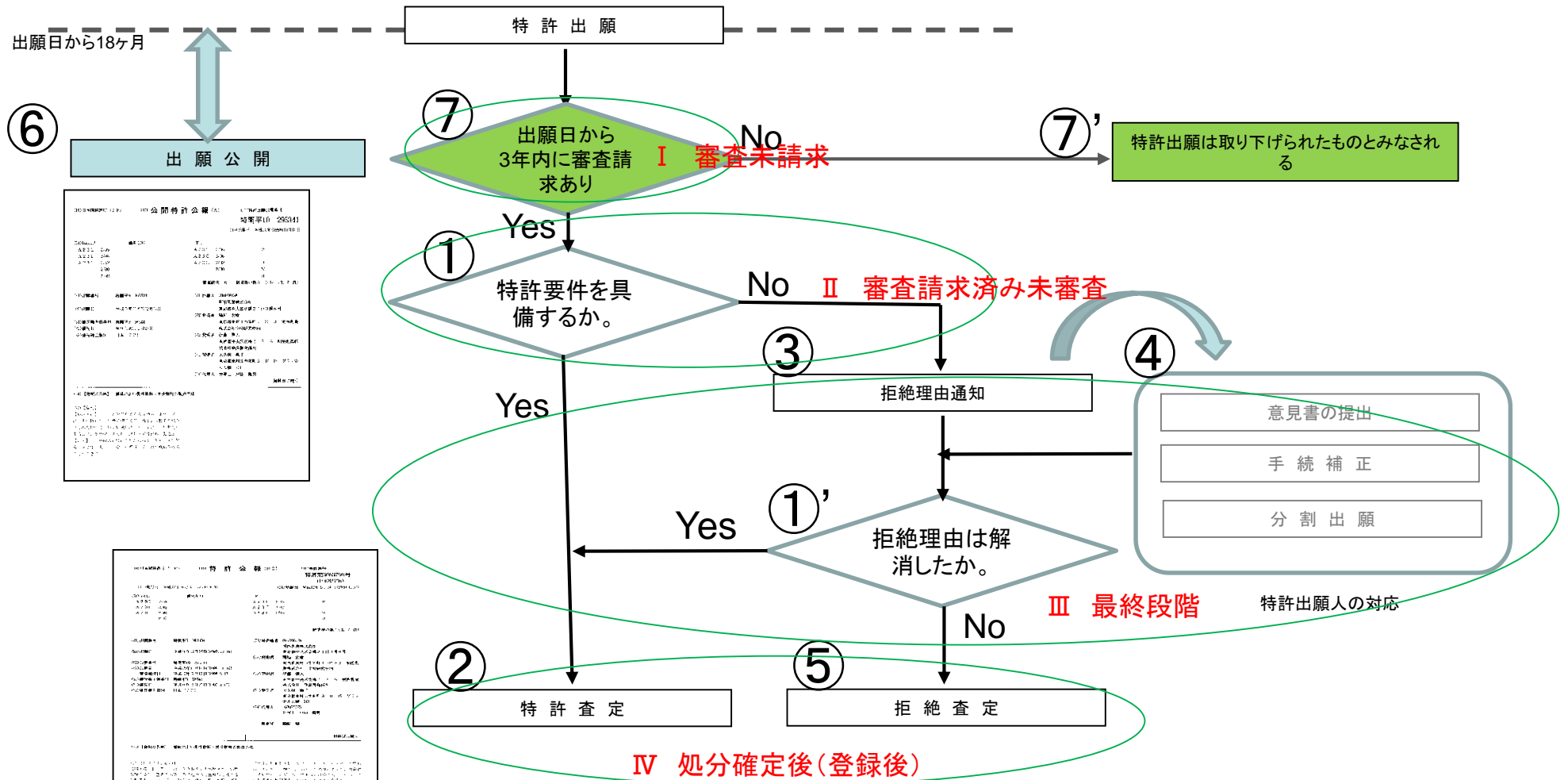
この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面談のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

審査室【漢数字】部【審査室】 【審査官名】  
 TEL. 03 (3581) 1101 内線  
 FAX. 03 ( )

送達の日から30日以内に特許料を納付することにより特許権の設定登録

復習用サイト→ <https://business.bengo4.com/category5/article155>

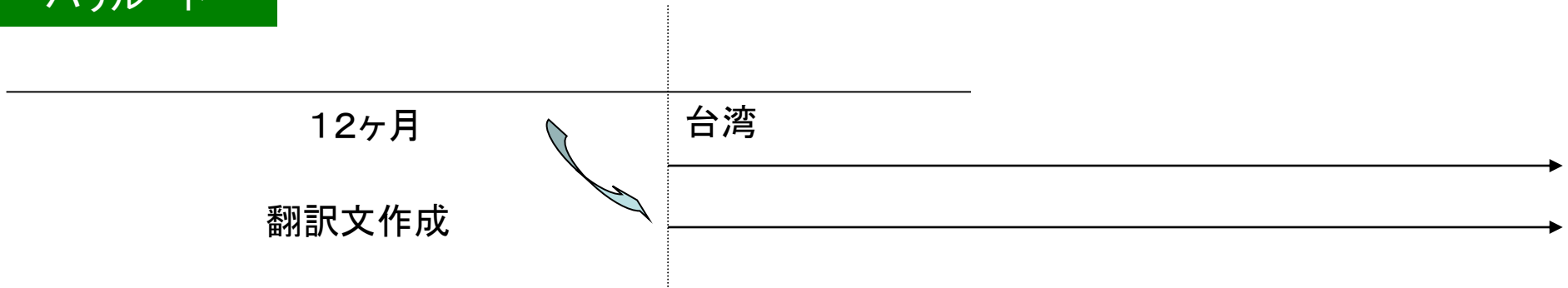
# 特許になるまでの道程—日本国の制度設計



# 国際特許出願

優先権主張: 12ヶ月以内に第一国出願に基づいて優先権主張して他の国に出願することによって、他の国においても第一国出願時に申請したと同様の法的利益を受けられる制度。

## パリルート



## PCTルート

